

非課税上場株式等管理に関する約款

1. 約款の趣旨

- (1) この約款は、パワーフレックス取引をご利用になり投資信託総合取引を行われるお客さまが租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、当行に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決め（租税特別措置法第37条の14第5項第2号に定める非課税上場株式等管理契約）です。
- (2) お客さまが当行に開設される非課税口座は、「投資信託総合取引約款（パワーフレックス用）」に基づいて開設された振替決済口座および保護預り口座と同一の口座内に設定されます。
- (3) お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引約款（パワーフレックス用）」その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。

2. 非課税口座開設届出書等の提出

- (1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」（または「非課税口座開設届出書」その他当行が指定する書類）ならびに住民票の写し等および「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類を当行の指示に従い提出して下さい。ただし、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。なお、当行は、別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を受領した場合、これを当行にて保管いたします。
- (2) 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当行または他の証券会社もしくは金融機関に重複して提出することはできません。
- (3) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。
- (4) 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第5号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
 - ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき
 - ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき
- (5) お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受領することができません。
- (6) 当行は、当該変更届出書を受領したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第4号に規定する「非課税管理勘定廃止通知書」を交付します。

3. 非課税管理勘定の設定

- (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項に規定する株式等）をいいます。以下同じ。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」に記載の勘定設定期間においてのみ設けられます。
- (2) 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年については、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

4. 非課税管理勘定における処理

上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税管理勘定において処理いたします。

5. 非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲

- (1) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、）のみを受け入れます。
- (2) 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イ. の場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロ. の場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの
イ. 受入期間内に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う有価証券の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）により取得をした上場株式等で、その取得後ただちに非課税口座に受け入れられるもの
ロ. 非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から租税特別措置法その他の法令で定める手続により移管がされる上場株式等
- (3) 租税特別措置法施行令第25条の13第10項に規定する上場株式等

6. 受入期間内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合

- (1) お客さまが当行に対し、非課税口座での上場株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該非課税口座に係る非課税管理勘定内に受入期間内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合には、当行は、当行が別に定める手順に従い、当該注文等により取得する上場株式等の取得対価の額のうち、当該非課税管理勘定に係る取得対価の額の合計額が120万円に達するまでは非課税口座に、120万円を超える部分は特定口座または一般口座で受け入れるものとします（特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限り、）。
- (2) 第1項の規定は、第5条第1号に掲げる上場株式等においても同様とします。

7. 譲渡の方法

非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当行を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第3号もしくは第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

8. 非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知

非課税口座から上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号に規定する事由に係るものおよび特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（第5条第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さまに対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

9. 非課税管理勘定終了時の取扱い

- (1) この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします（第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）
- (2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいずれかにより取扱うものとします。
 - ① 第5条第1号ロ. に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管（ただし、移管に係る払出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受け入れた上場株式等の取得対価の額と合計して120万円を超えないものに限り、）
 - ② 非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座（他の株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託に係る口座をいいます。）への移管（特定口座への移管は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限り、）

10. 他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等

当行は、第5条第1号ロ. および前条第2項第1号に基づく移管は、租税特別措置法施行令第25条の13第9項第1号の定めるところにより行います。

11. 非課税口座取引である旨の明示

- (1) お客さまが受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受

入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限りです。）。

- (2) お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したもものから譲渡することとさせていただきます。

12. 契約の解除

- (1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの約款にかかる契約は解除されます。
- ① お客さまから租税特別措置法第 37 条の 14 第 17 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
 - ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 1 項に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日
 - ③ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 2 項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
 - ④ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
 - ⑤ お客さまがこの約款の変更に同意されないとき
 - ⑥ やむを得ない事由により当行が解除を申し出たとき
- (2) 前項に特段の定めがある場合のほか、この約款に基づく契約の解除については、「投資信託総合取引約款（パワーフレックス用）」の定めるところにより取扱います。

13. 届出事項の変更

第 2 条に基づく「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」または「非課税口座開設届出書」の提出後に、お客さまのご氏名、ご住所など当該「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」または当該「非課税口座開設届出書」の記載事項（当該書面が参照する、パワーフレックス取引にかかる届出事項を含みます。）に変更があったときは、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項に基づき、その旨を記載した「非課税口座異動届出書」を遅滞なく当行に対して提出して下さい。その変更がお客さまのご氏名またはご住所に係るものであるときは、住民票の写し等租税特別措置法その他の法令で定める書類を当行に提示し、確認を受けていただくものとします。

14. 免責事項

お客さまが前条の変更手続を怠ったことその他の当行の責めに帰すべきでない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い、この約款の変更等に関してお客さまに生じた損害については、当行はその責めを負いません。

15. 合意管轄

お客さまと当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

16. 約款の変更

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更にご同意したものとみなします。

以 上